

# 転出証明書 郵送交付申請書

伊万里市長様

記入日	令和 年 月 日	
申請者	氏名	電話番号 <b>※必ず記入</b> (日中に連絡がつくもの)
住所	新しい住所	新しい世帯主
	今までの住所	今までの世帯主
転出する対象者	氏名	生年月日
		大・昭 年 月 日 平・令
異動日	令和 年 月 日	(新しい住所に住み始めた日)

## 【手続きの流れ】

- ・記入済みの転出証明書郵送交付申請書（この紙のことです）
- ・本人確認書類のコピー（マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書 等）
- ・伊万里市で発行された国保の資格確認書・介護保険証・印鑑登録証など **※** お持ちの方のみ
- ・返信用封筒（切手付き、宛先記入済のもの） **※** 転出証明書が発行される方のみ。

以上のものを、伊万里市役所へ送付してください。

手続きが済み次第、郵送もしくはお電話にてご連絡差し上げます。

\*送付先\*

〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 伊万里市役所市民課 窓口係 宛

## 【遠方にいる・日中時間がとれない等の理由でお手続きされる方へ】

有効なマイナンバーカードをお持ちの場合、マイナポータルからオンラインにてお手続きすることも可能です。

マイナポータル



iPhone

Android



※ 必ず裏面もご覧ください ※

# ～ お手続きの種類について～

次のうち、当てはまるものに□チェックを入れてください

## □ 現在、有効なマイナンバーカードを持っている

「特例転出」となり、原則として書面による転出証明書は発行されません。

返信用封筒も不要です。

伊万里市から転出手続きが完了した旨の電話連絡を受けた後に、転入者のマイナンバーカードを持参し、新しい住所地の役所にて転入手手続きを行ってください。

※ マイナンバーカードの住所変更のために、4ケタの暗証番号が必要です。

（暗証番号をお忘れの場合は、新しい住所地の役所にて再設定が可能です）

## □ 有効なマイナンバーカードを持っていないため、書面の「転出証明書」の発行を希望する

転出証明書を発行し、同封いただき返信用封筒にてお送りします。

受け取った転出証明書を持参し、新しい住所地の役所にて転入手手続きを行ってください。

## □ 有効なマイナンバーカードを持っているが、書面の「転出証明書」の発行を希望する

＜転出証明書発行希望の理由＞

□勤務先へ提出するため      □カードを紛失したため

□その他（ ）

転出証明書を発行し、同封いただき返信用封筒にてお送りします。

受け取った転出証明書を持参し、新しい住所地の役所にて転入手手続きを行ってください。

## □ 一度発行された書面の「転出証明書」の再発行を希望する

転出証明書を発行し、同封いただき返信用封筒にてお送りします。

受け取った転出証明書を持参し、新しい住所地の役所にて転入手手続きを行ってください。

---

### 【その他注意事項】

- 転入手手続きは、新しい場所に住み始めてから14日以内に行う必要があります。
- マイナンバーカードをお持ちの方：転入の日から14日以内、また、転出予定日から30日以内にお手続きがなされない場合、カードが失効します。
- 児童手当や転校など、別途手続きが必要な場合があります。担当部署へお尋ねください。